# 年金記録に係る苦情のあっせん等について

# 年金記録確認旭川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要	1.	今回の	あっ	せん	等0	つ概要
----------------	----	-----	----	----	----	-----

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 3件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の有限会社Aにおける資格喪失日に係る記録を申立期間①は昭和44年12月25日、申立期間②は45年12月25日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を3万円、申立期間②を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る両申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和21年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年7月16日から同年12月25日まで

② 昭和45年9月6日から同年12月25日まで

有限会社AでB担当として昭和44年4月15日から同年12月25日まで、 及び45年6月1日から同年12月25日まで勤務していた。

厚生年金保険料が給与から控除されていたので、両申立期間について、 厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人が、B担当として、両申立期間において有限会社Aに勤務していたことが確認できる。

また、元事務担当者は、「B担当は数人いたが、全員同じ雇用形態だったと思う。」と回答しており、申立人と同職種の同僚からは、「B担当は、現場単位での短期間の雇用ではなく、春先から冬場までの雇用であった。」との回答を得ているところ、同僚等の証言から申立人以外にB担当として勤務していたと考えられる者について、健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、昭和44年においては、6人中5人が同年12月30日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、45年においては、6人中5人が同年12月31日に資格喪失していることが確認できることから、申立人についても、これらの同僚と同様の取扱いであったものと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、両申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①に係る標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和 44 年 6 月の記録から 3 万円、申立期間②に係る標準報酬月額については、同原票の 45 年 8 月の記録から 3 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、両申立期間の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答を得ることはできず、保険料を納付したか否かについては不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料の徴収する権利が時効により消滅する前に、事業 主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所(当 時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺 事情が無いことから、行ったとは認められない。

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA市役所における資格喪失日に係る記録を平成元年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和38年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年7月31日から同年8月1日まで

昭和63年10月1日から平成元年7月31日までA市役所で臨時職員として勤務していた。

厚生年金保険の資格喪失日は平成元年7月31日となっているが、同年8月1日となるはずなので記録を訂正してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は、A市役所に平成元年7月31日まで勤務していたことが確認できる。

また、A市役所は、「当時の書類は保存年限切れのため廃棄済であり、残っているのは、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書だけである。」と回答するとともに、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書を提出しているところ、同通知書には申立人の資格喪失年月日は平成元年7月31日と記載されており、同市役所B係の担当者は、「申立人の雇用保険の離職日が平成元年7月31日となっているとのことから、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失年月日を当時の担当者が同年8月1日とすべきところ、同年7月31日と誤った届出を行ったと思われる。」と述べている。

さらに、オンライン記録によれば、申立人は、平成元年8月1日に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付した記録となっている。

以上のことを踏まえると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主

により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、平成元年7月のオンライン記録から9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、前述のとおり事業主提出の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書において、申立人の資格喪失年月日が平成元年7月31日と記載されていることが確認できることから、事業主は同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る同年7月分の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 旭川国民年金 事案552

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年7月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和41年生

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年7月から平成元年3月まで

私の国民年金は、私が20歳のときに、母親がA町で加入手続を行い、 国民年金保険料は、同町B支所及びC町役場で納付してくれていた。

母親からは、国民年金保険料を納付している旨を聞いており、私が就職した際には、「今後は自分で管理しなさい。」と言われ、年金手帳を渡された。

母親から渡された年金手帳は紛失してしまい、国民年金保険料を納付していたことを示す資料は無いが、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が20歳のときに、母親がA町役場で国民年金の加入手続を行い、同町B支所及びC町役場で国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は無い上、オンライン記録においても、申立期間は国民年金の未加入期間となっていることから、申立人に対する保険料の納付書は発行されていなかったと考えられる。

また、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付をしていた場合は、町において国民年金被保険者名簿が作成されることとなるが、A町及びC町に申立人の国民年金被保険者名簿は無い上、申立人の母親が複数の町で保険料を納付していながら、申立期間全ての納付記録が欠落することは考え難い。

さらに、申立人の母親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに母親が申立期

間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 旭川国民年金 事案553

### 第1 委員会の結論

申立人の平成7年9月から8年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和47年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年9月から8年12月まで 平成7年9月にそれまで勤めていた農協を退職した。

退職後は、国民年金への加入手続をしていないが、9年1月に再就職してから、「国民年金の未納期間があるので、このままだと将来の年金受給額が減額されます。」という通知が来たので、元妻がA市B支所で3万円前後の国民年金保険料を納付した。

領収書等は残っていないが、申立期間の国民年金保険料を納付してい たことを認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成9年1月の再就職後に、申立人の元妻がA市B支所で3万円前後の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人及び元妻は、申立人が農協を退職後に国民年金への加入手続を行っていない旨を述べている上、オンライン記録においても、申立期間は国民年金の未加入期間であることから、納付書は送付されず、申立人が申立期間の保険料を納付することはできない。

また、申立人の元妻が国民年金保険料を納付したとする平成9年1月の時点では、申立期間の一部の保険料は過年度保険料となり、現年度保険料のみ収納できるA市B支所では納付することはできなかったと考えられる上、元妻が納付したとする保険料額と実際に納付した場合の保険料額とは大きく相違している。

さらに、申立人の元妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたこと を示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに元妻が申立期間 の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和25年生

住 所:

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年5月から46年12月まで

② 昭和47年5月から48年2月まで

③ 昭和48年3月から50年3月まで

申立期間①について、A株式会社には、同社の従業員と知り合いになり入社した。日射病で病院に行った記憶があるので、給与から社会保険料を控除されていたと思う。

申立期間②について、B株式会社に勤務していた頃に第一子が生まれたので、保険証は持っていたはずである。

申立期間③について、C株式会社の社長と知り合いになり、入社することになった。第二子が生まれたので、保険証を持っていたはずである。

全ての申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A株式会社において申立期間に厚生年金保険の加入記録が確認できる15人のうち、連絡の取れた5人には申立人を記憶している者はいないことから、申立人が、申立期間において、同社に勤務していたことを確認できない。

さらに、商業登記簿謄本によればA株式会社は昭和47年2月29日に解散している上、当時の事業主は高齢のため当時の記憶は無いとしており、申立人の、申立期間①に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

加えて、A株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番 は無いことから、社会保険事務所(当時)において申立人の記録が欠落したと は考え難い。 申立期間②について、オンライン記録によれば、B株式会社が厚生年金保険の適用事業所になった記録は見当たらない。

また、申立人は同僚の名字しか記憶しておらず、商業登記簿謄本によると、B株式会社は平成14年12月3日に解散されている上、同謄本には、申立人が記憶していた取締役の氏名は記載されているものの、同取締役には申立期間②における厚生年金保険の加入記録は無く、他の取締役も含め所在を確認できる者はおらず証言等を得ることはできないことから、申立人の申立期間②に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

申立期間③について、C株式会社で厚生年金保険の加入記録のある同僚二人は申立人を記憶しているが、このうち一人は、申立人が勤務していたのは同社の前身の「D事業所」の頃であると証言していることから、期間は特定できないものの、申立人がC株式会社が成立(昭和51年6月9日)する前の事業所において、勤務していたことは認められる。

しかしながら、C株式会社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 51 年 9 月 1 日であり、オンライン記録において、「D事業所」が適用事業所となった記録も見当たらない。

また、前述の同僚二人は、C株式会社が適用事業所となる前から勤務していたと回答しており、このうちの一人は、「C株式会社が適用事業所になる前の期間は、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。国民年金に加入していた。」と証言しているほか、申立人の、申立期間③に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

このほか、全ての申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として全ての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 大正15年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年9月頃から28年6月1日まで

戦後すぐの昭和20年9月頃、A市の有限会社Bに入社し、29年9月に結婚退職するまで勤務した。当初はC係だったがD係に換わり、給与計算や社会保険等の事務に携わった。

厚生年金保険の加入記録は、昭和28年6月1日から29年9月20日まで となっているが、20年9月頃から勤めていたので、申立期間について厚生 年金保険被保険者期間として認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げた同僚一人を含む複数の同僚の証言から、勤務期間の特定はできないものの、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得する昭和28年6月1日より前から、有限会社Bに勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、同僚の一人は、「私の姉二人(共に死亡)も申立期間当時、有限会社Bに勤めていたが、厚生年金保険には未加入だった。女性は当時、厚生年金保険には未加入だったと姉から聞いたことがある。」と証言しているところ、有限会社Bに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人を含む11人(女性被保険者は申立人のみ)が昭和28年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得するまで、同社において厚生年金保険被保険者資格を取得している女性の被保険者は確認できない。

また、申立人が自分の前任者(男性)として名前を挙げた者についても、有限会社Bに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において加入記録が確認できないことから、同社では申立期間当時、従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったものと考えられる。

さらに、申立人は申立期間において、有限会社Bで社会保険事務に携わって

いたと回答しているほか、申立期間は7年9か月もの長期間となっており、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入していたとすれば、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を提出する機会が複数回あることとなるが、事業主がその全てに係る届出を失念したとは考え難く、仮に事業主から社会保険事務所(当時)へ当該届出が提出された場合には、社会保険事務所がそれを記録しなかったとは考え難い。

加えて、オンライン記録によれば、有限会社Bは昭和63年6月19日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから、申立内容を裏付ける証言等を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和4年生

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年6月頃から36年3月末頃まで

A事業所(現在は、B事業所)で、昭和29年9月の台風による風倒木の片付けの募集があり、30年6月頃から31年3月末頃まではC事業所、32年か33年からはD事業所で勤めた。

馬夫や人夫として夏や冬だけのことも、夏から冬までのこともあったが、 毎年働きに行っていた。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及びB事業所から提出のあった申立人に係る雇用台帳(昭和 32 年 7月 17日から同年 12月 30日まで、33年 1月 14日から同年 2月 28日まで、同年 8月から 34年 12月まで、35年 1月 17日から同年 3月 31日まで、及び 36年 1月 20日から同年 3月 30日まで)から、申立人が当該雇用台帳に記載されている期間において、D事業所等で人夫又は馬夫として勤務していたことは確認できる。

しかしながら、「国家公務員共済組合法の一部改正に伴い、国に使用される臨時職員等に健康保険法、厚生年金保険法及び日雇労働者健康保険法を適用する件」(昭和28年9月9日付け)によれば、常勤職員と同様の勤務形態の事務関係職員については、勤務当初から厚生年金保険に加入する取扱いとされていたものの、E省関係の各保険の適用事業態に該当しない事業関係労務者については、「任意包括的適用の取り扱いに属するもの」とされており、B事業所から提出された「F事業に従事する労務者に対する健康保険法等の適用について」(昭和28年12月16日付け)1(イ)によると、健康保険及び厚生年金保険の加入対象者について、「労務者処遇規程による期間労務者で、共済組合に加

入し得ない労務者を加入の対象とする。」と規定されている一方で、同通達3によれば、「厚生年金保険については、労務者に対し、保険法の主旨徹底を計り、その上で加入希望者がある場合につき加入の手続を取ること。」と規定された上、注書きにより、「強制加入については健康保険、厚生年金保険同時に加入することになるが、任意包括加入については随意である。」とされているところ、G局H課I係は、「昭和28年の通達によると、臨時作業員、夏期や冬期に働く定期作業員、臨時や定期の日雇い作業員については任意包括適用の扱いとなっていた。申立人は、風倒木を片付ける仕事をしていたということなので、製品事業所に区分される業務内容だと思われるが、同事業所で厚生年金保険に加入していたのは事務員と1年を通じて勤務する常用作業員である。」と回答している。

また、複数の同僚は、「C事業所及びD事業所はA事業所の製品事業所だった。馬夫の賃金は出来高払いだったので、厚生年金保険には加入しない扱いの人だった。」としており、別の同僚からは、「人夫は夏期だけ、馬夫は冬期だけの仕事だった。」との証言を得ている上、申立人が同職種の同僚として記憶している5人については、オンライン記録において特定できないため照会できず、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、この全員の氏名が確認できない。

さらに、前述の雇用台帳の社会保険関係の加入・脱退年月日欄には記載は無く、申立期間に係る厚生年金保険の適用状況についても確認することができない。

加えて、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番は 見当たらないことから、社会保険事務所(当時)において申立人の記録が欠落 したとは考え難く、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除 について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。